

## 再発防止に向けた取組について

### (1) 行政による国指定文化財の所在情報把握等の強化

#### ①所有者への直接の連絡による所在情報把握・注意喚起

従来から防犯・防火に関する研修会を実施してきたが、所有者に対して文化庁がはがきやメール等により直接の連絡を行い、国指定文化財の所在情報の把握に資する。その際、文化財保護法上必要となる手続きも周知徹底する。(平成 27 年度から実施)

#### ②都道府県教育委員会を通じた、定期的な所在調査の実施

国指定文化財について、都道府県教育委員会を通じた定期的(例: 4年に1回)な所在調査について、今後、効率的な方法を検討し、実施する。(今後実施)

#### ③情報の共有及び把握の充実

文化財保護法上、国指定文化財の所有者が変更した場合などには、新所有者が在住する都道府県の教育委員会を通じ、文化庁長官に届出が必要となる。したがって、当該文化財が他の都道府県の所有者のものになった場合、旧所有者の在住する都道府県の教育委員会はその旨を知ることができない。このため、文化庁が旧所有者の都道府県教育委員会に対しても情報提供を行い、共有を図る。(平成 26 年度から実施)

#### ④売買などの状況の把握

インターネットを通じ、国指定文化財の売買の状況や海外に流出していないかどうかの状況を把握する。(平成 27 年度から実施)

### (2) 防犯・防火設備の設置の促進

防犯センサー・防犯カメラや自動火災警報装置など防犯・防火設備の設置等に対する補助事業を通じ、寺社等における防犯・防火設備の設置を促進する。